

新潟県教員の魅力発信広報活動強化事業委託業務プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県教員の魅力発信広報活動強化事業委託業務

(2) 目的

本事業は、教員採用選考検査における県内外からの出願者確保を図るため、教員募集 Web サイトを中心に、動画制作や Web サイト更新、SNS・動画広告、ナビサイト掲載、県内外でのガイダンス・説明会など、多様な広報手法を組み合わせた総合的な取組を強化するものである。これらの取組を通じて、新潟県教員の魅力や教育施策を効果的に発信することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

3 スケジュール

令和8年2月24日（火）	募集公示
2月26日（木）	説明会
3月2日（月）17:00	質問受付期限
3月4日（水）	質問に対する回答（県ホームページ）
3月6日（金）17:00	参加申込書提出期限
3月9日（月）	参加提案資格確認結果の通知
3月18日（水）17:00	企画提案書等の提出期限
3月23日（月）	ヒアリング
3月27日（金）16:00	審査委員会
3月30日（月）	審査結果の通知・公表
4月上旬	契約

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であ

っても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること

- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (4) 新潟県暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつて、当該県税の未納がない者であること
- (6) 新潟県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること

5 説明会

(1) 説明会の開催

本業務のプロポーザルを実施するに当たり、次のとおり説明会を開催する。

- ア 日時 令和 8 年 2 月 26 日（木）11：00 から
- イ 開催方法 Zoom によるオンライン形式

(2) 説明会の参加申込み

説明会への参加を希望する場合は、次のとおり申し込むこと。

- ア 申込期限 令和 8 年 2 月 25 日（水）17：00
- イ 申込先 下記 14 問合せ先に同じ
- ウ 申込方法 電子メール
 - ・メール本文に事業者名、参加者及び連絡先を入力すること。
 - ・メール件名を「（説明会申込）新潟県教員の魅力発信広報活動強化事業委託業務」とすること。
 - ・参加申込者に対し、Zoom の招待メールを送付する。

6 募集要領等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

募集要領及び委託仕様書の内容に関して質問がある場合は、別紙様式 1 「質問票」を提出すること。

- ア 提出期限 令和 8 年 3 月 2 日（月）17：00
- イ 提出先 下記 14 問合せ先に同じ
- ウ 提出方法 電子メール
 - ・メール件名を「（質問）新潟県教員の魅力発信広報活動強化事業委託業務」とすること。
 - ・電話での質問は受け付けないので留意すること。

(2) 質問に対する回答

令和 8 年 3 月 4 日（水）までに県ホームページにおいて公開する。なお、質問に対する回答は、募集要領及び委託仕様書への追加又は修正とみなす。

7 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

以下の資料を各1部提出すること。

ア 提出書類

- ① 別紙様式2「参加申込書」
- ② 別紙様式3「会社概要」（法人等の概要が分かるリーフレット等も添付）
- ③ 別紙様式4「類似業務実績一覧表」
- ④ 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書（未納がないことを証明したもので、提出日の3か月以内に発行されたもの。写しでも可。）

イ 提出期限 令和8年3月6日（金）17：00【必着】

ウ 提出先 下記14 問合せ先に同じ

エ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（簡易書留に限る。）

・電子メールで提出する場合、メール件名を「（参加申込み）新潟県教員の魅力発信広報活動強化事業委託業務」とすること。

(2) 提案資格の確認結果通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年3月9日（月）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意、原則としてA4）

募集要領及び委託仕様書の内容を踏まえ、次の内容を盛り込むこと。

- ① 広報活動の立案・計画・進行管理
- ② SNS等を活用した広報活動の展開
- ③ 各種メディアやナビサイト等による広報活動の展開
- ④ 広報活動に必要な動画等の制作
- ⑤ ガイダンス・説明会等の立案計画及び運営
- ⑥ 成果指標と実績予想

イ 業務実施スケジュール（様式任意、A4）

ウ 業務実施体制（様式任意、A4）

業務に関わるスタッフ、体制図を記載すること。

エ 見積書（様式任意、A4）

事業経費の内訳及び総額について見積書を作成すること。

(2) 提出期限 令和8年3月18日（水）17：00【必着】

(3) 提出部数 各8部（正本1部、副本7部）

(4) 提出先 下記14 問合せ先に同じ

(5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

(6) 留意事項

ア 参加者は1つの提案しか行うことができない。

イ 提出期限以降、内容の差替、追加提出は認めない。

ウ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

9 ヒアリングの実施

提出された企画提案書等に基づき候補者を選定するため、提案者は、3月23日に、企画提案書の説明と審査委員からの質問等からなるヒアリングを受けるものとする。

なお、本プロポーザルの企画提案者が多数であると審査委員会が認める場合は、企画提案書の事前審査（第1次審査）を行い、ヒアリング実施対象者を限定する場合がある。

詳細については、別途通知する。

10 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された企画提案書等及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

	審査項目	審査の視点	配点
1	事業理解・ 提案内容の 妥当性	・新潟県の教員採用の現状・課題を踏まえた提案内容の妥当性	20
		・事業目的（出願者確保、若年層訴求、社会人経験者増加）との整合性	
		・課題に対する施策の論理性・実効性	
2	広報・制作 ・広告戦略	・ターゲットの明確化、媒体選定（Web、SNS、動画、ナビサイト等）の妥当性	35
		・ターゲット層に響く表現・導線設計	
		・広報運用実績・PDCA	
3	実施計画・ 運営能力	・年間スケジュールの具体性と現実性	30
		・実施体制（役割分担、担当者スキル）の明確さ	
		・工程管理（制作、広告運用、ガイダンス準備）の精度	
		・説明会等の運用実績	
4	成果指標 （KPI）・費 用妥当性	・県外出願者数増加等のKPIの合理性	15
		・成果指標と実績予想の合理性	
		・効果測定方法（分析指標、改善サイクル）の明確さ	
		・費用の適正性（相場との整合）	

11 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知するとともに、新潟県ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>）で公表する。

12 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式 5「参加辞退届」を提出すること
- (6) 令和 8 年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書等を提出した者

14 問合せ先

新潟県教育庁高等学校教育課管理係
〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1
電話番号 025-280-5610 (直通)
E-Mail ngt500050@pref.niigata.lg.jp
担当：小熊